

1 生活交通の確保

1 生活交通の確保

事業名	肥薩おれんじ鉄道利用促進対策事業(H18~)		
事業内容	<p>地域に密着した地元のNPO等が、肥薩おれんじ鉄道の利用促進等を目的に実施する事業を支援することにより、同鉄道のPRや利用促進等を図るとともに、同鉄道の活性化に協力できるNPO等の育成を図る。</p> <p>肥薩おれんじ鉄道を利用して、小中高等学校等が社会見学、文化スポーツ交流を行う事に対し、肥薩おれんじ鉄道区間の乗車運賃を支援することにより、同鉄道の利用促進を図る。</p> <p>「列車レンタル」を利用してイベント等を行う団体に対し、利用料金の一部を助成することにより、同鉄道の利用促進を図る。</p> <p>地元NPO等が実施する、肥薩おれんじ鉄道各駅及び周辺環境の美化活動に要する経費の一部を助成する。</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人等の団体が一般から広く参加者を募って実施するイベント等で、肥薩おれんじ鉄道への多数の乗車もしくは、同鉄道のPR・利用が見込めるもの。 助成額は原則として1事業につき5万円を上限とする。 県内に存立する小中高等学校等が実施する下記活動 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会見学(遠足等) (2) 文化(展覧会鑑賞、大会等)・スポーツ交流(試合、合宿、試合観戦等) 助成額は肥薩おれんじ鉄道区間の乗車運賃とし、1団体5万円を上限とする。ただし、団体割引等の割引を利用する際は、当該運賃とする。 学校等、団体等が実施するイベント列車、社会見学、修学旅行、又は旅行業者等による企画旅行、手配旅行などの団体列車貸し切りを行うこと 助成額は1車両につき3万円を上限とする(学校等が利用する場合は5万円を上限とする)。 NPO法人等の団体が実施する肥薩おれんじ鉄道各駅及び周辺環境の美化 助成額は原則として1事業につき3万円を上限とする。 		
助成対象	集落・自治会・町村会など、民間企業、NPOボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足	肥薩おれんじ鉄道の利用促進につながる活動を実施する団体であること。		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部交通政策課幹線交通係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2465
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ac08/infra/kotutudo/orange-josei00.html

事業名	鹿児島県地方公共交通特別対策事業(H8~)		
事業内容	<p>市町村が地域の実情に応じて実施する廃止路線代替バス等の運行を支援し、過疎地域における地域住民の日常生活の交通手段の確保を図る。</p> <p>市町村が、貸切バス事業者、乗合タクシー事業者、乗合バス事業者に補助又は委託して実施、又は市町村直営により実施する廃止路線代替バス、廃止路線代替乗合タクシーの運行に要する経費を補助する。</p> <p>(1) 運行費補助:廃止路線代替バス等の運行に係る運行欠損額の一部補助(1/2) (2) 車両購入費:廃止路線代替バス等の運行の用に供する車両購入費の一部補助(1/2) (3) 初度開設費:廃止路線代替バス等の運行に必要なバス停留所等の整備費の一部補助(1/2)</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 複数市町村にまたがる路線(離島は除く、平成13年3月31日現在の市町村) (2) 平均乗車密度15人以下 (3) 地域バス対策協議会で維持存続が必要と認められた路線 (4) 収支率1/6未満又は平均乗車密度1.0未満は対象外 		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部交通政策課陸上交通係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2455
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	